

西条市行政改革大綱策定

市民満足度の一層の向上と

地域の個性と活力に満ちた

創造的なまちづくりをめざして

今日の地方公共団体は、限られた行財政資源のもとで、ますます高度化・多様化する住民のニーズに適切に対処していくために、さまざまな手法を活用して不断に行政改革に取り組み、簡素で効率的・効果的な行政体制を確立することが強く期待されています。

国においては、平成17年3月に総務省において「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、地方公共団体に対して地方分権時代に対応した自治体への変革を促し、これからの地方公共団体は、地域のさまざまな力を結集し、「新しい公共空間」を形成するための戦略本部となり、行政自らが担う役割を重点化していくことを求めています。

当市においても、これらに対処するため、今後は合併の効果を最大限発揮しつつ、合併による行政改革の流れを停滞させることなく、一層加速させていく必要があります。

このため、本市の行政改革を推進するため、市政について優れた識見を有する者からなる西条市行政改革推進委員会を設置し、委員会からの答申に基づき、新「西条市」の行政改革大綱とその実施計画である集中改革プランを策定しましたので、その概要についてお知らせします。

西条市行政改革大綱の概要

基本理念

「ニュー・パブリック・マネジメント（※1）」と「地域との協働」をキーワードとして、「市民満足度の一層の向上をめざし、地域の個性と活力に満ちた創造的なまちづくり」を目標として、4つの方針に基づき改革を進めていきます。

推進期間

平成17年度を起点として平成21年度まで

進行管理

進行管理は、市長を本部長とする西条市行政改革推進本部が中心となって進行管理を行います。さらに、市民の参画を図るため、西条市行政改革推進委員会へ行政改革大綱の成果・推進状況を報告し、必要に応じて助言を求めます。

進捗状況等の公表

市民への説明責任の確保の観点から、行政改革大綱等に基づく成果・推進状況については、市民にわかりやすい形で広報紙やホームページを通じて広く公表します。

大綱等の閲覧

行政改革大綱および集中改革プランは、市のホームページ、市庁舎本館総務課（情報公開総合窓口）、各総合支所総務課、各公民館で閲覧することができます。

問合せ

市庁舎本館企画課 行政改革推進係
TEL 0897-52-1380

